

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令案要綱

港湾の活性化のための港湾法等の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行期日は、平成

十八年五月十五日とすること。